

京都市動物愛護センター規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第107号

京都市動物愛護センター規則の一部を改正する規則

京都市動物愛護センター規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「所長補佐、担当課長補佐又は」を削る。

第3条第3項を削り、同条第4項中「担当課長補佐、」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第4条中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条中「保健福祉局医療衛生担当局長」を「保健福祉局長」に改め、「、担当課長補佐」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)